

中環審第 1193 号
令和 3 年 9 月 2 日

環境大臣
小泉 進次郎 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置並びに鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針について (答申)

令和 2 年 10 月 12 日付け諮問第 537 号により、中央環境審議会に対してなされた「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置並びに鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針について (諮問)」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。